

徳島県情報公開審査会答申第109号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った公文書部分公開決定において非公開としたもののうち、別表2の「公開をするべき部分」欄に掲げる情報については公開をするべきであるが、その余の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年1月26日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ①レベル指定に係るH19～現在までの状況書類伺い含む
- ②特別監とくチームの協議書及び伺い書

2 実施機関の決定

平成22年3月26日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、次の文書と特定した上で、「法人に関する情報であって、公にすることにより、競争上の地位、その他正当な利益を害する部分」及び「県の機関内部における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれる部分」を条例第8条第2号及び第3号に該当することを理由に、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- ①農林水産団体レベル指定に係る状況書類及び伺い
- ②農林水産団体特別監督チーム協議書及び伺い

3 異議申立て

平成22年4月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年5月14日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな公開を求める、と

いうものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本来まともなレベル指定協議資料なら、自信を持って県民に情報開示できるものが普通である。
- (2) 部分と証しながら殆ど黒塗り、これではどんなレベル審査協議したのか分からない。特に、農協・漁協・改良区団体名及び審査指導状況まで、全て隠している。
- (3) 県は、申立人・県民に対して著しく不利益を与え、情報公開制度を著しく歪曲し、間違った権利の濫用としか言えない。
- (4) 県は、レベル指定を11団体としたものであり、その団体名・指導情報を隠す行為は県民を騙す行為・隠蔽工作である。
- (5) 県は、請求対象公文書のレベル指定した団体名及び指導書類を明らかにし、法令遵守の立場から公にする必要がある。また、土地改良区は約130団体あり、農協は25団体、漁協は50団体あり特定されることはない。
- (6) レベル指定団体の中に土地改良区が何団体入っているのか、漁協が何団体入っているのか、それは知る権利がある。なぜなら、これだけ社会的不正が出てきており、知らせるべきであり、改善させるためには必要である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、次のとおり特定し、条例第8条第2号及び第3号に該当する情報を非公開とする本件処分を行った。

- (1) 本件請求中「レベル指定に係るH19～現在までの状況書類伺い含む」
 - ア 平成19年5月17日、8月20日、10月9日、平成20年5月15日及び平成21年5月28日付け「農林水産団体監督レベル指定審査会の開催伺い書」（以下「本件対象公文書①」という。）
 - イ 平成19年5月28日、8月30日、10月15日、11月26日、平成20年5月27日及び平成21年6月15日付け「農林水産団体レベル指定審査会報告書」（以下「本件対象公文書②」という。）
- (2) 本件請求中「特別監とくチームの協議書及び伺い書」
 - ア 平成19年5月14日、同月18日、6月4日、同月21日、7月13日、10月5日、11月12日、平成20年1月11日、3月24日、5月9日、6月5日及び平成21年1月9日付け「農林水産団体特別監督チーム打合せ報告書」（以下「本件対象公文書③」という。）

イ 平成21年5月12日及び11月2日付け「農林水産団体特別監督チームの開催伺い書」(以下「本件対象公文書④」という。)

ウ 平成21年6月1日及び11月28日付け「農林水産団体特別監督チーム会議報告書」(以下「本件対象公文書⑤」という。)

2 「監督レベル」の指定等

農林水産団体監督レベル指定審査会(以下「監督レベル審査会」という。)は、農林水産団体の健全な運営を確保することを目的として、運営について問題を有する農林水産団体の監督上必要な処置を行う基準を審査する会として実施機関の要領で設置したものである。「監督レベル」の指定は、農業協同組合法、農業災害補償法、森林組合法、水産業協同組合法及び土地改良法により設立され、実施機関が監督権限を有する団体、具体的には、農業協同組合、農事組合法人、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合及び土地改良区が対象となる。審査事項は、農林水産団体の「監督レベル」の「指定」、「解除」及び「監督に必要な事項」となっている。

また、農林水産団体特別監督チーム(以下「特別監督チーム」という。)は、農林水産団体の健全な運営の確保を目的に、特別に監督が必要な団体に対して的確な指導や措置を柔軟かつ機動的に行うために設置するものであり、監督レベル審査会で、「監督レベル」の2又は3に指定された団体に対して、レベルに応じた所要の監督及び措置を行うものである。

なお、監督レベル審査会は「監督レベル」の指定・解除について審査する会であり、特別監督チームは、指定された団体を監督するとともに、団体の状況を踏まえて、「監督レベル」の指定又は解除の案を作成し、監督レベル指定審査会に報告するという役割がある。

「監督レベル」の指定については、団体の監督を行う農林水産部として、検査部署と指導部署が、共通認識のもとで連携して監督を行うため、重点的に指導監督を行う団体を団体検査の結果等をもとに、部内で定めるものであり、実施機関においては、団体の自主的改善を図る目的で指定するものではないことから指定団体には知らせておらず、外部に公表しないことを前提として制度設計したものである。

仮に、「監督レベル」の指定の状況が外部に公表された場合、県がレベル指定を行ったということにより、当該団体の社会的評価や信用を失墜させ、場合によっては信用不安が発生し、団体の存続まで影響を及ぼす可能性を含んでいると考えられる。

3 本件処分の理由等

(1) 本件処分の根拠条文

条例第8条第2号及び第3号に該当する部分を公開しないこととした部分公開決定処分である。

(2) 本件処分で非公開とした部分

ア 条例第8条第2号

特定の団体名及び団体を特定するに至る情報をそれぞれ公開しないこととしたものである。

イ 条例第8条第3号

団体の状況、検討内容及び今後の対応に係る協議について公開しないこととしたものである。

(3) 条例第8条第2号及び第3号の該当性

ア 条例第8条第2号

上記「(2), ア」により公開しないとした内容については、「団体名」は監督上措置を講ずる必要があるとした団体を特定する情報であり、その他の項目は、団体の改善への取組とこれに対する県の指導経緯と結果及び今後の指導方針の検討内容など詳細な記述があり、これらの記述により団体名が特定されることから、公にすることによって、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したものである。

イ 条例第8条第3号

上記「(2), イ」により公開しないとした内容については、県当局の当該団体に対する審議、検討又は協議に関する情報であり、レベル指定について検討・協議している経過や決定内容等その他詳細事項が公になることによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると判断したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記「第4, 1」のとおり、①「農林水産団体監督レベル指定審査会の開催伺い書」5件、②「農林水産団体監督レベル指定審査会報告書」6件、③「農林水産団体特別監督チーム打合せ報告書」12件、④「農林水産団体特別監督チームの開催伺い書」2件、及び⑤「農林水産団体特別監督チーム会議報告書」2件で、計27件の公文書である。

なお、審議に際し、全部公開した上記「④」を除き、本件対象公文書毎に、古い日付順に「頁」を付し、その検証を行うこととする。

2 本件処分の各非公開部分について

当審査会において、実施機関に対し、本件処分の各非公開部分に係る条例第8条第2号及び第3号の該当性について、確認を行ったところ、別表1のとおりであった。

以下、本件処分の非公開部分について、その検証を行うこととする。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第2号の該当性について

ア 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、「正当な利益を害するおそれがあるもの」の判断に当たり、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

イ 条例第8条第2号の該当性について

(ア) 「団体名」の情報について

当審査会がインカメラにて見分したところ、本件対象公文書において、特定「団体名」の記載がある。

「監督レベル」の指定については、県農林水産部が団体指導監督の体制強化策として、運営に問題を有する農林水産団体を指定し監督レベルに合った重点的な指導を行うものであり、要領等内規で定めたもので、法令に基づくものではない。また、団体の自主的改善を図る目的で指定するものでもないことから、指定団体に対してこれを告知しているものではなく、外部にも公表していない。

また、監督レベル審査会は「監督レベル」の「指定」、「解除」及び「監督に必要な事項」について審査する会であり、特別監督チームは「監督レベル」の指定又は解除の案を作成し、監督レベル審査会に報告することから、監督レベル審査会又は特別監督チームに関する本件対象公文書には、「監督レベル」指定されている団体のみならず、解除された団体や候補とされた団体、つまり、「監督レベル」指定、解除及び候補団体（以下「監督レベル指定等団体」という。）の「団体名」が含まれていると認められるものである。

これらの「団体名」の情報を公開することは、まさに特定の農林水産団体が、運営に問題を有することにより、「監督レベル」指定等がなされていることが公となるため、実施機関の説明のとおり、当該団体の社会的評価や信用を失墜させ、場合によっては信用不安が発生し、団体の存続まで影響を及ぼす可能性を含んでいると考えられることから、当該団体の競争上の地位が害されるおそれがあるものである。また、「監督レベル」指定のレベル3では、継続経営に支障を来す重大な問題があること等が指定基準とされており、このような情報は、本来、団体の内部管理に関する分野として捉えられるものであり、当該団体の意思に関わらず「団体名」を公にすることは、当該団体の自律性への不当な侵害となるおそれがあることから、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第8条第2号に規定されている非公開情報に該当すると言える。

したがって、「団体名」の情報は、条例第8条第2号に規定されている非公開情報に該当するものである。

(イ) 監督レベル指定等団体に関する情報について

当審査会がインカメラにて見分したところ、本件対象公文書において、監督レベル指定等団体に関する情報の記載がある。

当該監督レベル指定等団体に関する情報として、監督レベル指定等団体が特定される可能性のある「団体の概要」、監督レベル指定等団体の運営上の「問題の概要」や「改善状況・対応経過」、及び実施機関が当該団体に行う「改善に向けての方策・今後の予定」等が、具体的かつ詳細に記載され、当該情報には、実施機関が実施した団体検査の際に、当該団体から任意に提供されたものをはじめ、団体の特定が可能となる内部管理に属する情報が非常に多く含まれているものと認められる。

よって、当該監督レベル指定等団体に関する情報が公開されると、特定の団体が「監督レベル」指定等されているとの情報が公となり、上記(ア)と同様に、競争上の地位が害されるおそれがあるとともに、当該団体の正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第8条第2号に規定されている非公開情報に該当すると言える。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号に規定されている非公開情報に該当するものである。

(ウ) 以上を踏まえ、当審査会において、別表1の情報について、インカメラにて見分したところ、別表1中の番号「1」、「3から10」、「16から22」、「25から28」、「31」、「33から40」、「44から50」、「57から60」、「63から66」、「69から78」、及び「81」については、上記「(ア)」、又は「(イ)」に該当するものと認められるものである。

また、別表1中の番号「2」、「11から15」、「23」、「32」、「42」、「43」、「61」、「62」、「79」、「80」、「82」及び「83」については、

部分的に上記「(ア)」，又は「(イ)」に該当するものと認められるものである。

(2) 条例第8条第3号の該当性について

ア 条例第8条第3号について

本号は、「県の機関等の内部又は相互間における審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。

本号は，県をはじめとする行政機関等の内部又は相互間における審議，検討又は協議が円滑に行われ，適正な意思決定がなされるようにする観点から，公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定められたものである。

また，行政としての意思決定が終了した後は，一般的には，検討に係る情報を公開しても当該意思決定そのものに影響が及ぶことはないと考えられるが，①当該意思決定が重層的，連続的な一連の意思決定の一部であるような場合，全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうか，②当該意思決定がなされた後でも，その過程を公にすることにより，今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見交換が阻害されるおそれがあるかどうか，③当該意思決定が終了しているかどうかにかかわらず，請求があった時点において，当該意思決定に係る情報を公にすることにより，「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」又は「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」があるかどうかなどの要素も考慮しなければならないとされている。

イ 条例第8条第3号の該当性について

(ア) 農林水産団体レベル指定審査会報告書（本件対象公文書②）について

監督レベル審査会は，上記「第4，2」のとおり，運営について問題を有する農林水産団体の監督上必要な処置を行う基準を審査する会として実施機関の要領で設置したものであり，農林水産団体の「監督レベル」の「指定」，「解除」及び「監督に必要な事項」を審査しているものである。

当審査会がインカメラにて見分したところ，本件対象公文書②については，「会議録，その他，意見，審査内容，変更の理由，概要」の「本文中」に，また，「表中」には「今後のスケジュール，改善に向けての方策，今後の指導等，問題の解決状況等，指定レベル変更案」等の欄に，監督レベル審査会における農林水産団体の「監督レベル」の「指定」，「解除」及び「監督に必要な事項」に係る審査事項に関する情報が記載されていることを確認したところである。

これらの情報は，協議や打合わせを重ねる上での意思決定に関するものであり，条例にいう「審議，検討又は協議に関する情報」に該当するものである。

これら「審議，検討又は協議に関する情報」を公開することは，農林水産団体の「監督レベル」の指定，解除や監督に必要な事項等を公にすることになり，

運営に問題を有すると特定された農林水産団体は、実施機関の説明のとおり、社会的信用を失墜させ、場合により信用不安が発生し団体の存続まで影響を及ぼす可能性も否定できないことから、監督レベル審査会においては、当該指定、解除や監督に必要な事項等について外部からの圧力や干渉等の影響を受けることも想定され、当該意思決定がなされた後でも、その過程の情報を公にすることは、今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見の交換が阻害されるおそれがあるものと認められると判断できるものである。

また、「監督レベル」指定については、法によらず内規により実施機関の指導監督のため設置されたものであり、本来そもそも公開されていないものを公にすることは、「運営上問題がある」とされることになる特定団体においては、上記「(1), イ」のとおり、正当な利益を害するおそれがあるなど、条例にいう「特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるもの」とも判断できるものである。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に規定されている非公開情報に該当するものである。

- (イ) 農林水産団体特別監督チーム打合せ報告書（本件対象公文書③）及び農林水産団体特別監督チーム会議報告書（本件対象公文書⑤）について

特別監督チームは、上記「第4, 2」のとおり、「監督レベル」の指定又は解除の案を作成し、監督レベル審査会に報告すること、及び監督が必要な団体に対して指導等を行うために設置されたものである。

当審査会がインカメラにて見分したところ、本件対象公文書③及び⑤については、「打合せ内容、内容、協議事項」の「本文中」に、特別監督チームにおける「監督レベル」の指定又は解除の案、及び監督が必要な団体に対して指導等に係る情報が記載されていたことを確認したところである。

これらの情報は、協議や打合わせを重ねる上での意思決定に関するものであり、条例にいう「審議、検討又は協議に関する情報」に該当するものである。

当該特別監督チームにおける「監督レベル」の指定又は解除の案、及び監督が必要な団体に対して指導等についての「審議、検討又は協議に関する情報」を公開にすることは、上記「(ア)」同様に、当該意思決定がなされた後でも、今後予定される同種の意思決定の中立性や率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるものであり、特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるものとも判断できるものである。

したがって、上記情報は、条例第8条第3号に規定されている非公開情報に該当するものである。

- (ウ) 以上を踏まえ、当審査会において、別表1の情報について、インカメラにて見分したところ、別表1中の番号「6」、「10」、「12から15」、「19」、「22」、「24」、「28から30」、「37」、「40」、「42」、「47」、「50」、「52」、「59から78」、「80」、「82」及び「83」については、上記「(ア)」、又は「(イ)」に該当するものと認められるものである。

また、別表1中の番号「43」、「53から56」及び「79」については、部分的に上記「(ア)」、又は「(イ)」に該当するものと認められるものである。

(3) 条例第8条第2号及び第3号の該当部分について

以上のことから、別表1中の「1」、「3から10」、「12から22」、「24から31」、「33から40」、「42」、「44から50」、「52」、「57から78」及び「80から83」について、また、「2」、「11」、「23」、「32」、「43」、「53から56」及び「79」の一部について、条例第8条第2号又は第3号により実施機関が行った本件処分は妥当である。

(4) その他条例第8条各号の該当性について

本件処分における上記「(3)」を除く非公開情報、別表1中の「41」及び「51」について、また、「2」、「11」、「23」、「32」、「43」、「53から56」及び「79」の一部について、当審査会が、インカメラで見分したところ、条例第8条第2号、第3号の他各号に該当する情報はないものであると、認められる。

(5) 公開をするべき部分について

以上のことから、当審査会は、別表2のとおり、番号「2」、「11」、「23」、「32」、「41」、「43」、「51」、「53から56」及び「79」に係る「公開をするべき部分」欄の情報を公開すべきと判断するものである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 5月14日	諮問
6月17日	実施機関からの理由説明書を受理
9月 8日	審議（第81回審査会）

10月14日	実施機関からの口頭理由説明，審議 (第82回審査会)
12月16日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 (第84回審査会)
平成23年 1月27日	審議 (第85回審査会)
2月28日	審議 (第86回審査会)

別表 1

本件対象公文書①

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成19年10月9日 付け立案「農林水産団 体監督レベル指定審査 会の開催について」	1	7	農林水産団体監督 レベル指定審査会 の開催について	最終行	条例第8 条第2号

本件対象公文書②

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成19年5月28日 付け「審査会報告書」	2	1	2 審査	2行目から 10行目	条例第8 条第2号, 第3号
	3	6 7	団体概要表	「団体名」欄	条例第8 条第2号, 第3号
	4			「団体概況」 欄	
	5			「問題の概要」 欄	
	6			「今後のスケ ジュール」欄	
	7	8 9 10 11 12 13 14	特別監督候補団体 調書	団体名	条例第8 条第2号, 第3号
	8			「課題・問題 点」欄	
	9			「現在までの 対応経過」欄	
	10			「改善に向け ての方策」欄	

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成19年8月30日 付け「報告書」	11	15	●内容	2行目から 5行目	条例第8 条第2号, 第3号
	12	16	〈会議録〉	8行目から 33行目	条例第8 条第2号, 第3号
	13			35行目から 45行目	
	14			17	
	15	18	1行目から 27行目		
	16	21	被審査団体概要表	「団体名」欄	条例第8 条第2号, 第3号
	17			「団体概況」 欄	
	18			「問題の概要」 欄	
	19			「今後のスケ ジュール」欄	
	20	22 23	レベル指定済団体 概要表	「団体名」欄	条例第8 条第2号, 第3号
21	「監督及び改 善の状況」欄				
22	「今後の指導 等」欄				
平成19年10月15 日付け「報告書」	23	24	●審査結果	2行目から 4行目 (見出し「○」 を除く)	条例第8 条第2号, 第3号

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成19年10月15日付け「報告書」	24	24	●その他	2行目から5行目（見出し「○」を除く）	条例第8条第3号
	25	26	被審査団体概要表	「団体名」欄	条例第8条第2号, 第3号
	26			「団体概況」欄	
	27			「問題の概要」欄	
	28			「今後のスケジュール」欄	
平成19年11月26日付け「会議等記録簿」	29	27	2 意見	2行目から10行目	条例第8条第3号
平成20年5月27日付け「報告書」	30	31	2 審査内容	3行目から6行目	条例第8条第2号, 第3号
	31			8行目から10行目	
	32			12行目から18行目	
	33	34	1 今回審査団体の概要	「団体名」欄	条例第8条第2号
	34			「団体概況」欄	
	35			「問題の概要」欄	
	36			「監督及び改善の経緯」欄	

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断		
				非公開の部分	根拠条文	
平成20年5月27日 付け「報告書」	37	34	3 変更の理由	2行目から 4行目	条例第8 条第3号	
	38	35	レベル指定団体の 概要	「団体名」欄	条例第8 条第2号	
	39	36 37 38		「問題の概要」 欄		
	40			「改善の状況 及び今後の予 定」欄		
平成21年6月15日 付け「業務報告書」	41	41	4 概要	16行目から 17行目	条例第8 条第3号	
	42	42		2行目から 9行目		条例第8 条第2号, 第3号
	43			12行目から 40行目		
	44	47	新規レベル指定候 補団体について	「団体名」欄	条例第8 条第2号, 第3号	
	45			「団体の概況」 欄		
	46			「問題の概要」 欄		
	47			「今後の対応」 欄		
	48	48	対象団体における 指定レベル変更 (案)	「団体名」欄	条例第8 条第2号	
	49	49 50		「問題の概要」 欄		

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成21年6月15日 付け「業務報告書」	50	48	対象団体における 指定レベル変更 (案)	「問題の解決 状況等」欄	条例第8 条第2号
	51	49		「指定レベル (指定日) 現 在」欄	
	52	50		「指定レベル (指定日) 変 更案」欄	
	53	50	レベル指定別の対 象団体数	「総数」欄	条例第8 条第2号
	54			「レベル3」 欄	
	55			「レベル2」 欄	
	56			「レベル1」 欄	
	57	51	レベル指定団体の 状況	「団体名」欄	条例第8 条第2号, 第3号
	58	52		「問題の概要」 欄	
	59	53		「改善の状況 および今後の 予定」欄	
	60	54 55		「備考」欄	

本件対象公文書③

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成19年5月14日 付け「報告書」	61	1	●打合せ内容	2行目から 12行目	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年5月18日 付け「報告書」	62	2	●打合せ内容	5行目から 13行目	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年6月4日付 け「報告書」	63	3	●打合せ内容	2行目から 13行目 (見出し「番 号」を除く)	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年6月21日 付け「報告書」	64	4	●打合せ内容	2行目から 19行目 (見出し「番 号」を除く)	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年7月13日 付け「報告書」	65	5	●打合せ内容	2行目から 21行目 (見出し「番 号」を除く)	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年10月5日 付け「報告書」	66	6	●打合せ内容	2行目から 18行目 (見出し「番 号」を除く)	条例第8 条第2号, 第3号
平成19年11月12 日付け「報告書」	67	7	●打合せ内容	3行目から 14行目	条例第8 条第3号
	68			16行目から 24行目	

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成20年1月11日 付け「報告書」	69	8	●打合せ内容	5行目から 31行目	条例第8 条第2号, 第3号
	70	9		1行目から 18行目	
平成20年3月24日 付け「報告書」	71	10	●打合せ内容	5行目から 31行目	条例第8 条第2号, 第3号
平成20年5月9日付 け「報告書」	72	11	●打合せ内容	7行目から 28行目	条例第8 条第2号, 第3号
平成20年6月5日付 け「報告書」	73	12	2 内容	10行目から 20行目	条例第8 条第2号, 第3号
	74	13		1行目から 14行目 (見出し「番 号」を除く)	
平成21年1月9日付 け「報告書」	75	14	2 内容	17行目から 19行目 (見出し「番 号」を除く)	条例第8 条第2号, 第3号
	76	15		全行 (見出し「番 号」を除く)	

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成21年1月9日付け「報告書」	77	16	2 内容	1行目から 21行目 （見出し「番号」を除く）	条例第8 条第2号, 第3号

本件対象公文書⑤

文書件名	番号	頁	段落（見出し）等	実施機関の判断	
				非公開の部分	根拠条文
平成21年6月1日付け「業務報告書」	78	2	○協議事項	6行目から 39行目	条例第8 条第2号, 第3号
	79	3		1行目から 30行目	
平成21年11月28日付け「業務報告書」	80	5	○協議事項	3行目から 12行目	条例第8 条第2号, 第3号
	81			14行目から 38行目	
		6		1行目から 13行目	
	82			15行目から 21行目	
	83			23行目から 27行目	

別表 2

本件対象公文書	別表 1 に掲げる番号	頁	公開をすべき部分
本件対象公文書②	2	1	「2行目」, 「見出し番号」及び「指定レベル」
	11	15	「4行目から5行目」
	23	24	「2行目」及び「指定レベル」
	32	31	「12行目」及び「13行目」
	41	41	全行
	43	42	「12行目から14行目」及び「36行目から38行目」
	51	48	全行
		49	全行
		50	全行
	53		「1行目」
	54		「1行目」
	55		「1行目」
	56		「1行目」
本件対象公文書⑤	79	3	「21行目」及び「24行目」